

所得税の確定申告

市民税・県民税の申告に関するお知らせ

相談

申込
不要



税理士による無料申告相談

年金受給者・給与所得者・小規模納税者の所得税の確定申告書を作成・提出
できます

日時 1月27日(月)
10:00～17:00(受付は16:00まで)

場所 すこやかセンター2階
会議室1

■持ち物

- 源泉徴収票など申告に必要な書類
- マイナンバーに係る本人確認書類
 - ①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ
 - ②番号確認書類(通知カードなど)+身元確認書類(運転免許証や公的医療保険の被保険者証など)

※マイナンバーカードに係るパスワードが必要です。
- スマートフォンまたはタブレット
- 成田税務署からハガキや封書で「確定申告書」や「確定申告のお知らせ」が届いている人は持参してください。
- 前年の申告書などの控え(前年に確定申告をした人)
- 成田税務署の申告書作成会場で、申告書を作成したことがある人は、そのときの控え
- 医療費控除を受ける人は、事前に「医療費控除の明細書」を作成してください。

申告書や明細書などの様式は、国税庁ホームページで入手できます。



✓ 入場整理券が必要です

- 会場内の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配布状況に応じて、受付を締め切る場合があります。
- 入場整理券は、[国税庁LINE公式アカウント](#)で事前に入手することも可能です。

⚠ 注意事項

- 申告書などの提出のみの場合は、直接税務署に持参するか、郵送で提出してください。
- 用紙の配布のみは行いません。
- 土地・建物及び株式などの譲渡所得がある場合、損失などの繰越控除がある場合や住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)適用初年度の人には受付できません。
- 所得金額が高額な場合や、相談内容が複雑な人はお控えください。

☎成田税務署 ☎(28) 5151

相談

申込
不要



令和7年度 市民税・県民税申告受付相談

日時 2月3日(月)～14日(金)
9:00～12:00 / 13:00～16:00
※土・日曜日、祝日を除く

場所 すこやかセンター2階
会議室1

※13日(木)のみ会議室3

申告が必要な人

令和7年1月1日現在、市内に住んでいた人で、次のいずれかに該当する人

- 所得税の確定申告は必要ないが、市民税・県民税で各種控除を受ける
- 所得が給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない
- 雇用保険、障害年金・遺族年金など、非課税の所得のみで生計を立てていた
- 所得がなく、別世帯の人の扶養親族になっている

- 所得がなく、誰の扶養控除対象にもなっていない
- 富里市に住んでいないが、令和7年1月1日現在に事務所・家屋敷のいずれかが市内にある

申告が不要な人

- 令和6年分(令和7年度)の所得税の確定申告をする
- 勤務先から給与支払報告書が市区町村に提出される
- 同一世帯の家族の扶養控除対象者になっている

☎課税課 ☎(93) 0443